

知っていますか？ 農薬が安全に使われるまで

Q子。助手。
いつも前向き。



博士。
マイペース型。



ネコ。
しゃべれる。



Q子：8月31日はやさいの日ですって！夏野菜がおいしい季節ですね♪

博士：健康な生活を維持するには、1日350gの野菜を摂ることが目標とされておるぞ！

夏野菜で、野菜たっぷりのカレーでも作ろうかの～。

Q子：わーい！でも、私の育てたトマトもピーマンも全部虫に食べられてしまいました…

スーパーで売られている野菜は、なんで虫食いが少なくて形がそろっているんですか？

博士：農家の人が毎日手塩にかけて育てていることが一番じゃが、農薬を適切に使っているのも理由の1つじゃ。農薬について学んでいこうかの～。

農薬はどうして使うの？

Q子：農薬っていうと、なんだか体に悪い気がするけど、なんで農薬を使うんですか？

博士：Q子と同じように新鮮な野菜は虫も大好きなんじゃ。Q子の大好きなリンゴも農薬を使わず、虫の被害を受けると写真のとおりになるぞ。

Q子：ええ…これは、さすがに食べられそうにないです…

博士：食べられないリンゴが増えて収穫量が減るとどうなるかわかるかの～？

Q子：スーパーで買えなくなってしまう！

博士：そうじゃ。スーパーで買えなくなったり、値段が高騰してしまうんじゃ。

農薬を全く使わずに一度にたくさんの農作物を作るのは難しいんじゃぞ！

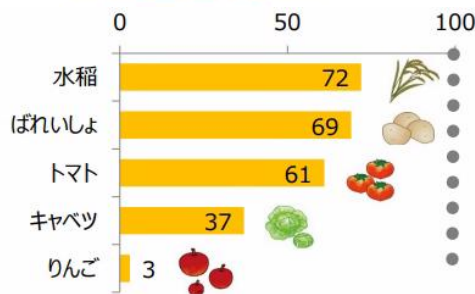
Q子：毎日安くておいしい野菜が食べられる理由の1つは農薬のおかげですね！

実際にどんな農薬が使われているんですか？

出典：農林水産省「農薬に関するよくある質問」



害虫の被害を受けたリンゴ



図：防除を行わなかった場合の農作物の収量

使用されている農薬の種類

出典：農林水産省「農薬に関するよくある質問」

博士：農作物を病気や害虫から守るために使う薬などを農薬というぞ。



人工的に作られた薬剤に限らず、アブラムシを捕食するナミントウのような「天敵」の生き物や植物に含まれる天然物も農薬に含まれるニャー！



博士：農薬には、種なしぶどうのように、農作物の価値を向上させるために使われる薬剤も含まれるんじゃよ。

Q子：種なしのぶどう、食べやすくて大好きです～！

博士：病気や害虫の話に戻ると、日本は、温暖湿潤な気候だから、病害虫が発生しやすく、農作物が被害を受けやすい環境にあるんじゃ！

Q子：へ～！じゃあ、たくさんの農薬が必要なんですね。

博士：そうなんじゃ。農薬は日々新しいものが開発されていて、有効成分で約600種類、製品として4000種類以上の農薬の製造・販売が認められておるぞ。

Q子：農薬が大事なことはわかったけれど、私たちが食べる時に農薬が残っているか少し心配だけど…

博士：農薬には使う量や使える時期、回数など（使用基準）と、野菜に残ってもいい農薬の量（残留農薬基準）の2つのルールがあるんじゃ。

農薬のルールとは…？

出典：農林水産省「農薬に関するよくある質問」

博士：農薬の容器には、使用方法などが記載されていて、それを守って、安全に農薬を使うことができるんじゃないよ！

Q子：へ～！使用方法などはどうやって決められているんですか？

博士：国の食品安全委員会で科学者が集まって専門的に調査して、農薬はどれくらいの量をどのように使うかという



作物名	適用 病害虫名	希釈倍率	使用液量	使用 時期	本剤の 使用回数	使用 方法	Aを含む 農薬の 総使用回数
きゅうり	コナジラミ類 アブラムシ類	1,000倍	100～300 L/10a	収穫 前日 まで	2回 以内	散布	3回以内

基準と、農作物ごとに、人に害を与えない残留農薬の基準が決められておるんじゃないよ！

農薬に関する国の役割

リスク管理（食べても安全なようにルールを決めて、監視する）

リスク評価（どのくらい食べても安全か調べて、決める）

●環境省●

- ・環境動植物への影響評価
- ・水質への影響評価

●厚生労働省●

食品安全委員会の回答を基に

残留基準値の
設定

食べても
安全な量の
確認依頼



回答

●食品安全委員会●

- ・ADIの設定
- ・ARfDの設定
- 食品健康影響評価

残留基準値を基に

●農林水産省●

- ・使用者への影響評価
- ・使用方法の設定

→農薬の登録

- ・適正使用の指導・取締

登録のある
農薬しか
使えません！



ADI（許容一日摂取量）とは

一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと考えられる1日当たりの物質の摂取量のことで、

ARfD（急性参照用量）とは

人がその物質を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される1日当たりの摂取量のことでニャ～。

食品の安全を守るために～残留農薬検査～

博士：岐阜県でも、毎年県内に流通する食品を対象に、国が定めた残留農薬の基準値を超えた食品がないか、検査しておるんじゃないよ。令和7年度に検査した結果は、下表のとおりじゃ！残留農薬基準を超える農薬が検出された食品は食品衛生法違反として回収や廃棄などの対応がとられておるぞ。

Q子：毎年検査してるんですね！

どうやって検査はされているんですか？

博士：岐阜県では、各務原市にある岐阜県保健環境研究所にて、右下の液体クロマトグラフ質量分析計（LC-MS/MS）を使用して検査がされているんじゃないよ。

Q子：へ～！農薬のルールがわかって、安心してスーパーの野菜が食べられそうです。

カレーに入れる野菜を買いにいきましょう～！

博士：相変わらずじゃの～！岐阜県がこれまで行った検査の結果は、岐阜県のホームページで公開されておるから確認してみるんじゃないよ！

＜令和7年度の県内の食品中の残留農薬検査等の結果＞

検査対象物		食 品 数	延べ検査項目数	違反数
国内産	野菜・果物	74	15,540	0
	小麦粉・そば粉・とうもろこし	1	210	0
	茶	1	56	0
	牛乳	4	16	0
輸入品	野菜・果物	74	15,540	1
	小麦粉	2	420	0
合 計		156	31,782	1



岐阜県残留農薬 検索



食卓の安全・安心ニュースで知りたいテーマがありましたら、メールでお寄せください。
生活衛生課メール：c11222@pref.gifu.lg.jp

最後までお読みいただき
ありがとうございました。

